

2022

令和4年度家畜伝染性疾病サーベイランス年報

令和4年度 家畜伝染性疾病サーベイランス年報

農林水産省消費・安全局動物衛生課

農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和4年度 家畜伝染性疾病サーベイランス年報

農林水産省消費・安全局動物衛生課



巻頭言

口蹄疫や豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染性疾患の撲滅・制御は、安全な畜産物の安定供給の観点から世界的な課題となっています。我が国においても、令和4年シーズンの過去最大規模となる高病原性鳥インフルエンザの発生により、約1,771万羽が殺処分対象となり、一時的に鶏卵価格が高騰するなど、国民の食生活にも大きな影響を与えました。また、平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生した豚熱についても、飼養豚における発生は徹底したワクチン接種によりおおむね制御されてきているものの、令和5年8月には、佐賀県の飼養豚農場において平成30年9月以降では九州地方で初となる発生が確認されるとともに、野生イノシシにおける発生地域は引き続き拡大しており、大きな懸案となっています。

一方で、世界の状況を見ると、口蹄疫やアフリカ豚熱など、我が国では発生していない伝染性疾患についても、アジア・ヨーロッパ各地での発生が継続・拡大しております。令和5年4月に新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置が終了し、本格的に訪日旅客数が回復していることに加え、同年8月から中国政府が日本への団体旅行を解禁し、今後ますます入国者数の増加が見込まれている中で、これらの伝染性疾患の国内への侵入リスクが高い状況にあると考えられます。加えて、温暖化の影響によるウイルスの媒介昆虫の生息域の変化や、病原体の病原性の変化による宿主の多様化など、新たな家畜の伝染性疾患の侵入・発生に常に警戒を怠ってはなりません。

このような状況において、家畜の伝染性疾患の侵入・発生を監視し、適時適切にまん延を防止するには、有効なサーベイランスが鍵となります。このため、農林水産省では、毎年、重要な家畜の伝染性疾患についてサーベイランス計画を作成し、都道府県の協力によりサーベイランスを実施しています。この家畜伝染性疾患サーベイランス年報には、国内外の皆様が我が国の家畜の伝染性疾患をめぐる現状を広く知っていただくことを目的として、監視伝染病の発生状況、サーベイランス結果のほか、最近のトピックスを掲載しています。この年報が家畜衛生に携わる全ての皆様に活用されることを期待しています。

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
沖田 賢治

ご利用上の注意

本書は、原則として2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日）に実施された家畜伝染性疾病サーベイランス等についてまとめたものです。疾病発生状況やサーベイランス結果については、年次での報告が求められているものと、年度での報告が求められているものがあるため、本書では、項目に応じ、年度または年次で集計した数値を掲載しています。年次集計の数値については「年」、年度集計の数値については「年度」と明記した上で記載していますので、ご利用の際はご注意ください。

最新の疾病の発生情報等については農林水産省のホームページもご確認ください。本書内に記載したウェブサイトのURLやQRコードは本書発行時点のものであり、今後変更、削除される場合もあります。





CONTENTS

巻頭言	2
特集1 過去最大規模の高病原性鳥インフルエンザの発生	7
特集2 アフリカ豚熱への備え	13
1 家畜伝染病等発生状況	19
2 疾病毎のサーベイランス実施状況	23
2-1 ブルセラ症	23
2-2 結核	24
2-3 ヨーネ病	25
2-4 牛海綿状脳症	27
2-5 伝達性海綿状脳症	28
2-6 豚熱	29
2-7 アフリカ豚熱	32
2-8 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	33
2-9 牛のアルボウイルス感染症	34
コラム：家畜疾病サーベイランス報告システムの稼働	
2-10 その他サーベイランス	39
参考資料	42
1. 関係法令	43
2. 家畜伝染病（法定伝染病）一覧	44
3. 届出伝染病一覧	45
4. 日本の家畜衛生体制	47

過去最大規模の高病原性鳥インフルエンザの発生

(2022年～2023年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書より)

2022 年～2023年シーズン（以下「今シーズン」という。）の高病原性鳥インフルエンザは、家きん飼養農場において、2022年10月28日に国内1例目が確認されてから翌年4月7日の最終発生までの間に26道県84事例の発生が確認され、約1,771万羽が殺処分対象となるとともに、野鳥においても計242例の感染が確認され、過去最大規模の発生となりました。

家きんにおける発生状況

今シーズンの初発事例は2022年10月28日の岡山県の採卵鶏農場及び北海道の肉用鶏農場における発生であり、過去最も早い発生となりました。その後、翌年4月7日までに採卵鶏、肉用鶏、肉用種鶏、あひる（あいごもを含む）、うずら、だちょう（エミューを含む）及びほろほろ鳥を飼養する農場・施設で計84事例（H5N1が83事例、H5N2が1事例）の発生が確認され、約1,771万羽の家きんが殺処分対象となりました。本疾病は、

過去に2016年～2017年と2017年～2018年の2シーズン連続の発生が確認されたことはありましたが、今回は2020年～2021年シーズンから数えて、初めて3シーズン連続の発生となりました。

中国地方及び北海道での発生に始まり、四国地方、関東地方、近畿地方、九州地方、北陸地方、東北地方そして東海地方と発生が続き、最終的に北海道から沖縄まで計26道県で発生が確認されました(特1-1図)。発生都道府県数、事例数、殺処分数のいずれも過去最大規模の発生となりました。北海道、群馬県、千葉県、新潟県、愛知県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県の11道県においては、3km圏内で複数の発生が認められ、近隣の農場間での感染が起こった可能性が否定できません。過去に発生を経験している農場における再発生事例も見られました。

発生農場を用途別に見ると、採卵鶏が61例で最も多く、このうち10例は50万羽以上の大規模農場における発生であり、これら

大規模採卵鶏農場における殺処分羽数が、全体の殺処分羽数のうちの54%を占めました。既存の農場情報を用いて、採卵鶏農場における発生割合と肉用鶏農場における発生割合を比較した結果、採卵鶏農場は肉用鶏農場よりも発生が多い傾向が見られました。また、採卵鶏農場と肉用鶏農場のそれぞれについて、発生農場とその近隣の非発生農場の飼養規模を比較した結果、採卵鶏農場では、発生農場における飼養規模が非発生農場より大きい傾向が見られました。

発生農場の周辺環境については、これまでと同様、農場のすぐそば又は近隣に渡り鳥が渡来する可能性のあるため池、川、水路、水田等がある事例が多く、海岸に近い事例も見られました。また、周辺に雑木林等の野鳥を含む野生動物の生息に適した環境のある発生農場も多く、発生時に実施された農場の疫学調査においても、農場敷地内や周辺の雑木林等においてカラス等の野鳥の存在や野生動物の痕跡が多く確認されています。農場周辺又は農場敷地内におい

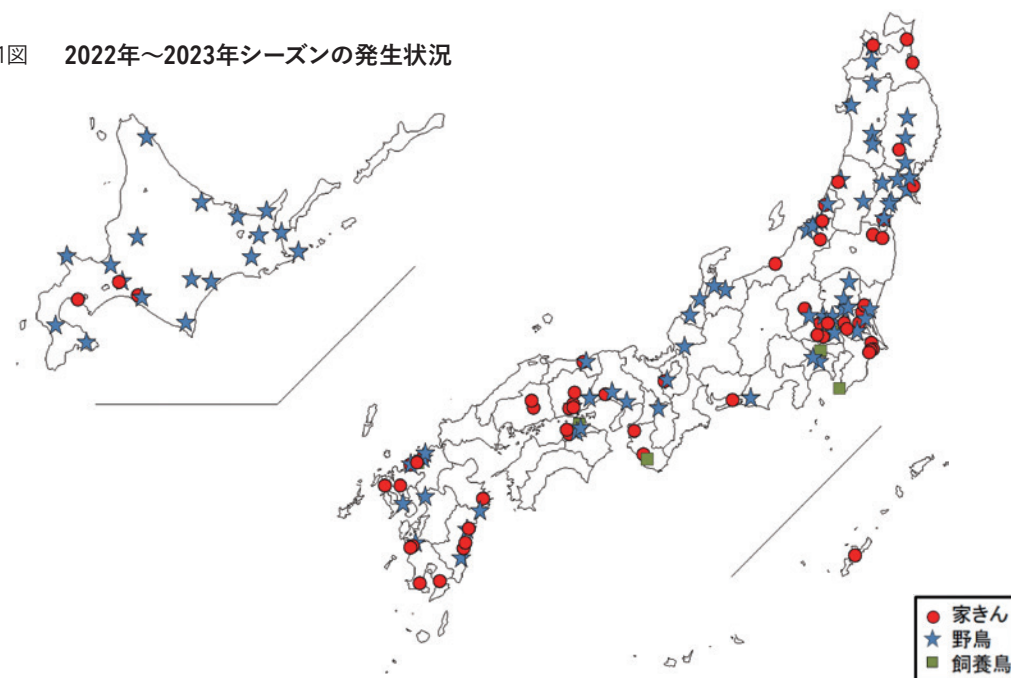
て発見された死亡カラスから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例もあり、カラス類が感染源となった可能性も考えられています。

また、鶏以外の家きんでの発生も多く確認され、ほろほろ鳥など鶏以外の家きん種における発生事例が全体の13%を占めました。なお、展示施設等における家きん以外の飼養鳥での発生についても、6都県10例での発生が確認されました。

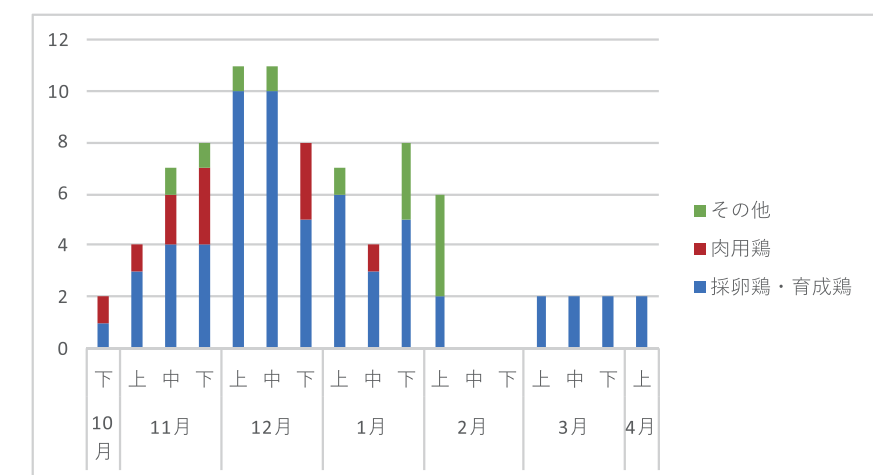
特1-1表 用途毎の発生事例数

用途	事例数
採卵鶏（育成含む）	61
肉用鶏	11
肉用種鶏	1
あひる	7
うずら	1
エミュー	2
ほろほろ鳥	1
合計	84

特1-1図 2022年～2023年シーズンの発生状況



特1-2図 家きんにおける月毎の発生件数



野鳥における発生状況

今シーズンの野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス感染は、2022年9月25日に神奈川県で回収されたハヤブサで最初に確認されました。野鳥等における感染が確認された都道府県は北海道から鹿児島まで28道県にわたり、このうち19道県では家きんにおける発生も確認されました。

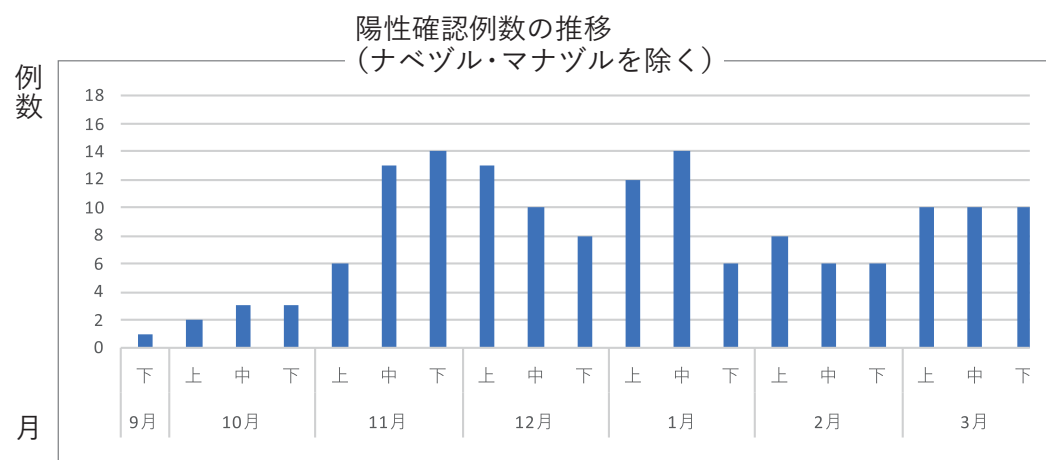
県別では、242例中79例が鹿児島で確認されていますが、これは出水市のツル類における大規模な感染が起こったことに加え、ツル類のねぐらで定期的なウイルス監視を行っていることによるものと考えられます。

種類別では、カモ類（ハクチョウ類、ガン類、カモ類）が8種39例、カモ類以外の水鳥

類が8種79例、猛きん類が7種28例、カラス類3種72例を含む合計26種242例と、鳥種、例数ともにこれまでの最大規模となりました。9月の初発例が留鳥の猛きん類であるハヤブサであったことや、10月に他県でも猛きん類の感染が複数確認されたことから、秋の渡りの時期の初期には、猛きん類の捕食対象となる野鳥等にある程度感染が広がっていたことが推察されています。また、昨シーズンに続きカラスからの検出例が多く認められ、これまで以上に家きんへの感染源としてのカラス類の存在が注目されました。

なお、野鳥以外の野生動物では、北海道で死亡したキタキツネの陽性事例が報告されました。

特1-3図 野鳥における陽性確認例数の推移



発生時の防疫対応

家きん農場における高病原性鳥インフルエンザの発生時には、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日付け農林水産大臣公表）を踏まえ、都道府県と農林水産省、関係省庁、独立行政法人家畜改良センター、関係機関・団体、市町村、自衛隊等が協力して、発生農場における飼養家きんの殺処分や死体の埋却等の防疫措置が実施されました。

一連の作業においては、都道府県の家畜衛生担当部局以外の部局や市町村、JAをはじめとする農業関係団体、建設業関係団体、炭酸ガス供給業者、衛生害虫対策業関係団体、ホームセンター等の資材供給業者等の積極的な協力が得られ、また、人員の派遣や防疫資材の提供等、都道府県間の協力も得られた結果、迅速かつ円滑に進められました。

今シーズンは過去最大規模の発生となりましたが、これらの取り組みにより、防疫措置完了までに平均日数は、2020年～2021年シーズンは11.0日であったのに対し、今シーズンは7.1日であり、特に50万羽以上の規模の農場において2020年～2021年シーズンは28.0日であったのに対し、今シーズンは19.6日と過去シーズンと比較して迅速な防疫措置が行われました。加えて、速やかに病性を判定し、防疫措置を開始するため、発生道県が実施した病性鑑定結果の確認や確定検査について国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が24時間体制で対応しました。

2023年4月7日の北海道の採卵鶏農場での発生事例以降新たな発生はなく、すべての防疫措置は同月14日に完了し、本事例を含むすべての移動制限措置は5月6日に解除されました。このことを踏まえ、我が国は5月13日を開始日として高病原性鳥インフルエンザ清浄国に復帰しました。



写真提供：鹿児島県

分離されたウイルスの性状

家きんでの発生事例において分離された全ての高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、HA遺伝子分節のゲノム解析を行った結果、2020年シーズンの欧州株、2021年シーズンの欧州株及び2021年シーズンの西シベリア・中国分離株に近縁な3つのグループ（20E、21E及び21RC）に分類され、さらに8本の遺伝子分節の全ゲノム解析の結果から、その組み合わせによる遺伝子型に分類すると、20Eが2種類、21Eが4種類、21RCが11種類の計17種類のウイルスが侵入したことが明らかとなりました（特1-4図）。

20E、21RC及び21Eグループのウイルスは、今シーズンに日本国内で野鳥から分離されたウイルスと近縁であることが示されました。また、21RC及び21Eグループについては、今シーズン、国外の野鳥又は家きんから分離されたウイルスとも近縁であることが示されました。一部のウイルスは、昨シーズンの家きん発生事例由来のウイルスと8つの遺伝子分節の由来が全て一致していましたが（特1-5図）、ウイルスの環境中での生存が困難であること、ウイルスの循環・維持に關与する渡り鳥がいない夏季（2022

年5月から9月中旬）にウイルスの検出がなかったことから、昨シーズンのウイルスが国内の野鳥や家きんの間で維持されていた可能性は低いと考えられ、これらのウイルスが夏季に国外の渡り鳥の繁殖地に運ばれた後、今シーズン渡り鳥の飛来と共に再び国内に持ち込まれた可能性が考えられました。これら3グループのウイルスは日本にほぼ同時に侵入し、日本全国においてある程度の期間、維持・拡散したと考えられます。

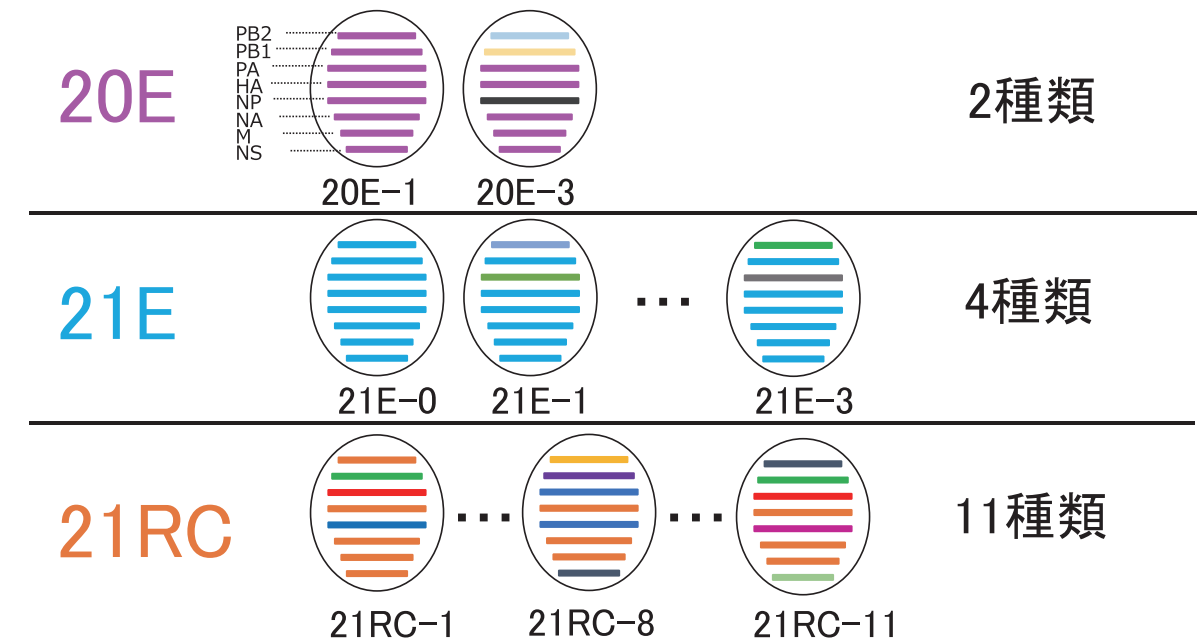
ウイルスの病原性については、今シーズンは今までになく多様な遺伝子型のウイルスが複数国内に侵入し、いずれも鶏の接種試験では感染が成立した場合の致死率は100%でしたが、死亡までの時間や感染の広がりやすさには違いが見られました。

世界各地での発生状況や多様なウイルスが出現している現状を踏まえると、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは依然として高い状況と考えられます。

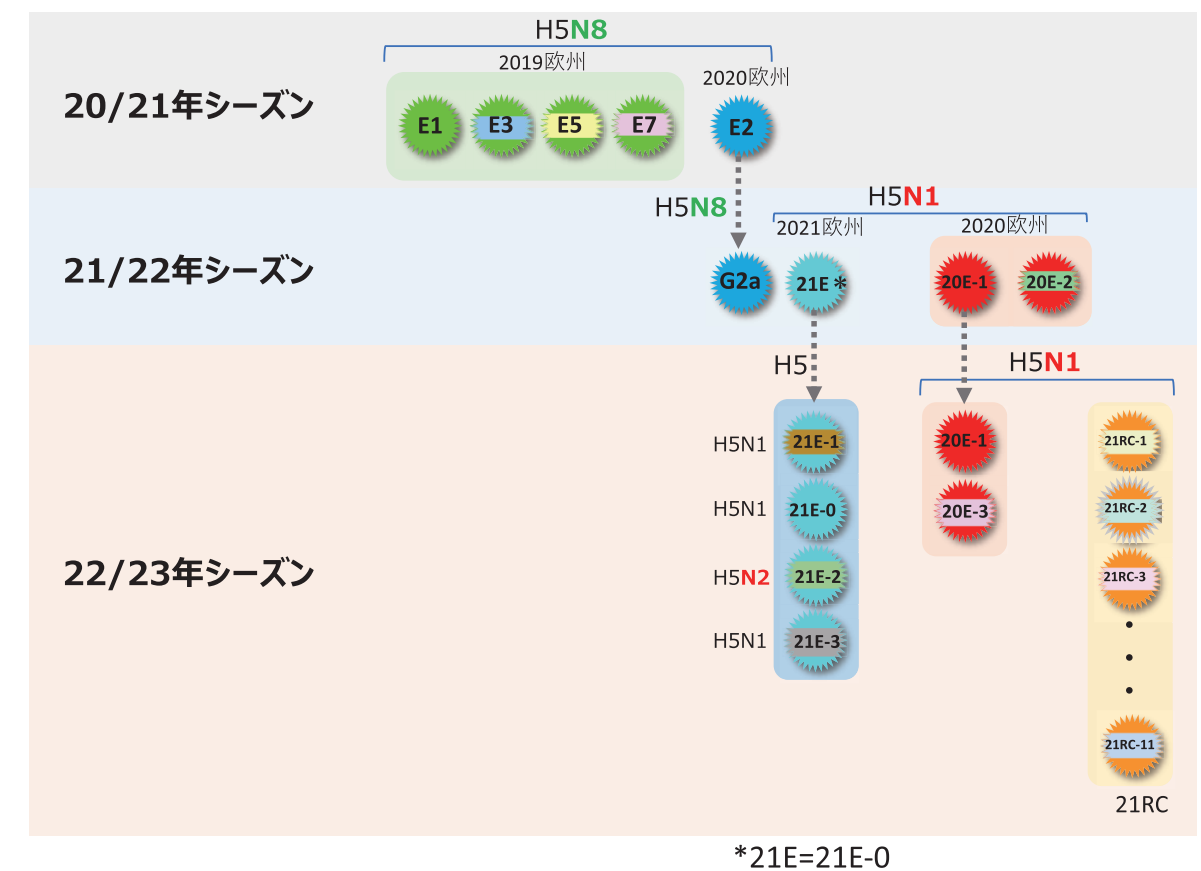
詳細は、2022年～2023年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書をご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/220929-301.pdf>

特1-4図 8分節の遺伝子系統樹解析に基づく国内H5N1亜型及びH5N2亜型のHPAIVの遺伝的多様性



特1-5図 20/21年、21/22年、22/23年シーズン発生ウイルス遺伝子分節の組み合わせによる遺伝子型の推移



アフリカ豚熱への備え

アフリカ 豚熱は、有効な治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、長期にわたり畜産業の生産性を低下させ、国民への畜産物の安定供給を脅かす、我が国において最も侵入を警戒すべき伝染性疾病です。アジア地域では、2018年8月に中国において初の発生が確認されて以来、感染の拡大が続いており、我が国への侵入リスクが高まっています。我が国ではこれまでにアフリカ豚熱が発生したことはありませんが、発生への備えとして様々な取組を行っています。

アジアにおける発生状況

アフリカ豚熱は、常在地であるアフリカ大陸から、2007年にコーカサス地域及びロシアへの侵入が確認され、その後東欧から西欧に向け発生地域が拡大し、2018年には中国において発生が確認されて以降、韓国やベトナムをはじめアジア全域にも発生が拡大しています。

特に隣国の韓国では、2019年9月の発生確認以来、飼養豚と野生イノシシで徐々に感染が拡大しています。

水際対策の強化

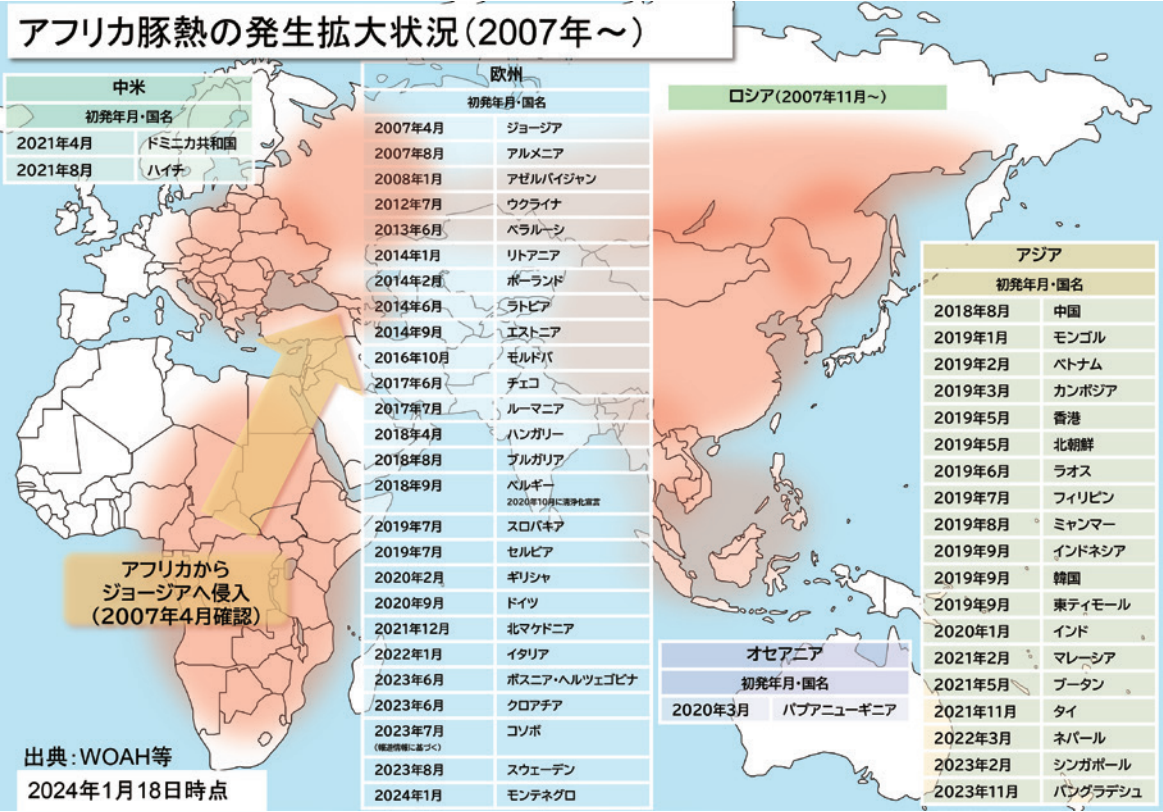
我が国のアフリカ豚熱対策において最も重要なことは、我が国にウイルスを入れないことです。このため、動物検疫所では、海外から肉製品を持ち込ませないための広報活動や、空海港における水際検疫を実施しています。

航空便、クルーズ船、フェリー等の旅客が携行し、我が国の到着空港等における動物検疫所の検査によって輸入が認められなかった豚肉製品の一部についてアフリカ豚熱ウイルスのモニタリング検査を実施していますが、これまでに100例以上でアフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出されているほか、生きたウイルスが分離された事例もありま

す。このため、動植物検疫探知犬による探知活動や家畜防疫官による口頭質問等の検査の強化を行っています。動植物検疫探知犬は、140頭体制で全国の空海港や国際郵便局において探知活動を実施しています。検疫業務に携わる家畜防疫官についても2022年度末に526名体制に増員したところです。

また、2019年4月からは、海外からの違法な畜産物の持ち込みに対する対応を厳格化しており、肉製品等を持ち込んだ旅客に対して、2023年8月時点までに家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持ち込み）で6件10名の逮捕事例が発生しました。また、国際郵便物についても日本郵便と協力して検査を強化し、2件4名の逮捕事例が発生しています。

特2-1図 アフリカ豚熱の発生拡大状況



特2-1表 違法な畜産物（携帯品及び郵便物）の摘発上位国

○摘発上位国の状況【携帯品】＜令和4年（速報値）＞

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	ベトナム	8,121(14.9%)	7,869(22.0%)
2	フィリピン	7,411(13.6%)	5,184(14.5%)
3	韓国	4,907(9.0%)	3,297(9.2%)
4	中国	4,217(7.7%)	2,690(7.5%)
5	タイ	4,059(7.5%)	1,787(5.0%)
6	アメリカ	3,802(7.0%)	1,346(3.8%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

○摘発上位国の状況【郵便物】＜令和4年（速報値）＞

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	中国	42,020(79.4%)	46,811(54.6%)
2	ベトナム	5,743(10.8%)	33,750(39.4%)
3	アメリカ	1,095(2.1%)	496(0.6%)
4	モンゴル	952(1.8%)	691(0.8%)
5	タイ	891(1.7%)	387(0.5%)
6	韓国	288(0.5%)	373(0.4%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

特2-2図 探知犬による探知活動



飼養衛生管理の向上と発生への備え

農場における飼養衛生管理の徹底は家畜伝染性疾病対策の基本的な取組ですが、特にワクチンによる予防ができないアフリカ豚熱においては、我が国に侵入したときに備え、農場にウイルスを入れないための飼養衛生管理の向上が必要です。このため、農家に対して予防対策の重要ポイント等をわかりやすく情報提供するほか、都道府県の家畜保健衛生所が全国の養豚農場に対し、四半期ごとの飼養衛生管理状況に関する一斉自己点検を実施し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図っています。不遵守農場に対しては、家畜伝染病予防法に基づく指導及び助言・勧告・命令が行われます。

また、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）を策定し、発生時の対応等について定めるとともに、アフリカ豚熱の診断マニュアルを策定し、都道府県及び国による飼養豚及び野生イノシシにおけるアフリカ豚熱検査を実施しています。我が国ではこれまでにアフリカ豚熱の発生はありませんが、農林水産省及び都道府県において、国内におけるアフリカ豚熱の発生を想定した防疫演習を実施しています。また、野生イノシシにおいてアフリカ豚熱が発生した場合を想定し、イノシシの死体の処理等の防疫作業に関する実地演習を実施するなどにより、発生への備えを強化しています。

サーベイランスの実施と野生イノシシ対策

アフリカ豚熱の侵入を監視するため、都道府県は原則として年に1回、豚飼養農場に対して立入検査を行い、異常豚の摘発と当該豚の病性鑑定を実施しています。また、家畜保健衛生所における豚のすべての病性鑑定事例において、解剖検査の上、アフリカ豚熱の抗原検査を実施しています。

アフリカ豚熱の対策においては、野生イノシシサーベイランスによる感染状況の早期把握が重要であることから、2018年9月から、各都道府県において、豚または死亡野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱の抗原

検査を実施しています。これまでよりも簡便かつ迅速に豚熱とアフリカ豚熱の遺伝子検査を行うことができる新たな検査法が開発され、更なるサーベイランス強化に取り組んでいるところです。

さらに、万が一、日本の野生イノシシで陽性が確認された場合に備え、防疫対応を具体化するとともに、野生イノシシの捕獲・狩猟従事者に対して映像資料等を活用し、交差汚染防止対策の周知を行うほか、登山等の山林に立ち入る一般市民を対象に、人や物を介した野生動物間のまん延防止に関する情報発信等を行っています。

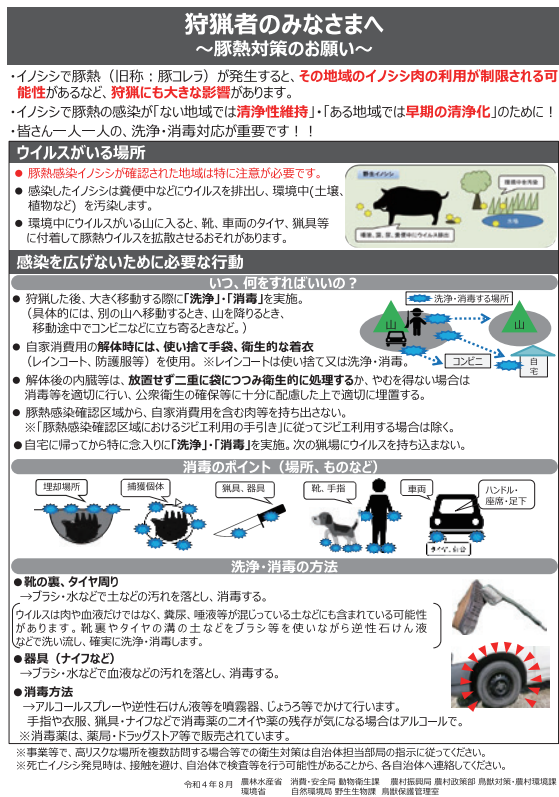
特2-3図 農場における発生予防対策のポイント



特2-4図 アフリカ豚熱の発生に備えた野性イノシシ死体の処理方法の検討（上）と、埋却作業の演習（下）



特2-5図 狩猟者向けポスター





1 家畜伝染病等発生状況

我が国では、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）において、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等、家畜防疫上特に重要な伝染病28種を「家畜伝染病（以下、「法定伝染病」という。）」、法定伝染病に準ずる重要な伝染病71種を「届出伝染病」として指定し、発生状況を把握しています。

法定伝染病については、2022年は、秋から翌春にかけて高病原性鳥インフルエンザが過去最大規模で発生しました（→特集1参照）。また、2018年9月に我が国で26年ぶりに発生した豚熱については、発生件数は減少しているものの、散発的な発生を認める状況が続いています。アジア地域で発生が継続している口蹄疫やアフリカ豚熱については、我が国は清浄性を維持しています。また、牛の結核、ブルセラ症については、清

浄化達成以降もサーベイランスによる監視を継続していますが、発生はありません。ヨーネ病については継続的な発生を認めています。届出伝染病については、近年アジア地域でも発生が見られるようになったランピースキン病は我が国では未発生です。牛伝染性リンパ腫の発生戸数は高い水準で推移しています。

また、動物衛生に関する国際機関である国際獣疫事務局（WOAH）は、特定の疾病について、加盟国からの申請に応じてステータス認定を行っており、我が国は現在、口蹄疫、牛海綿状脳症（BSE）、アフリカ馬疫のステータスについて1-1表のとおり公式認定を受けています。

主な法定伝染病及び届出伝染病の年次毎の発生状況の推移は1-2表及び1-3表のとおりです。

1-1表 WOAHによる特定疾病のステータスの公式認定状況

口蹄疫	ワクチン非接種清浄国(2011年)
BSE	無視できるリスク国(2013年)
アフリカ馬疫	清浄国(2014年)

1-2表 主な法定伝染病の発生状況 (年)

		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
口蹄疫	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	戸数	4	6	2	5	0	0	0	1	0	1
	頭数	8	8	3	17	0	0	0	2	0	1
ブルセラ症(牛)	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核(牛)	戸数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	戸数	294	326	327	315	374	321	380	399	446	519
	頭数	573	783	691	624	817	831	1066	809	957	1147
牛海綿状脳症	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	戸数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	戸数	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9
	頭数 ^(注1)	0	0	0	0	0	9	102	23	43	29
アフリカ豚熱	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	戸数	0	4	2	5	5	1	0	33	25	66
	頭数 ^(注1)	0	18	13	27	33	8	0	113	152	255
低病原性鳥インフルエンザ	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病 ^(注2)	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病	戸数	49	57	59	42	30	42	33	39	33	26
	頭数	230	168	130	89	74	135	104	127	110	106

牛疫、牛肺疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ、家きんサルモネラ症、期間中の発生はなかった。
(注1) 頭数は確定診断された数であり、患者と同じ農場で飼養されていたことなどにより殺処分された頭数は含まない。
(注2) 高病原性のものに限る。

1-3表 主な届出伝染病の発生状況

		2013	2014	2015
ブルータング(牛)	戸数	0	0	0
	頭数	0	0	0
アカバネ病(牛)	戸数	7	2	3
	頭数	8	2	3
悪性カタル熱	戸数	2	1	1
	頭数	2	1	1
ランピースキン病	戸数	0	0	0
	頭数	0	0	0
牛ウイルス性下痢	戸数	120	134	158
	頭数	228	259	310
牛伝染性鼻気管炎	戸数	19	19	14
	頭数	1 006	105	129
牛伝染性リンパ腫	戸数	1 680	1 683	2 023
	頭数	2 310	2 415	2 869
牛流行熱	戸数	2	0	11
	頭数	2	0	22
牛カンピロバクター症	戸数	1	0	1
	頭数	1	0	1
トリパノソーマ病(牛)	戸数	1	1	0
	頭数	1	1	0
馬インフルエンザ	戸数	0	0	0
	頭数	0	0	0
馬鼻肺炎	戸数	21	19	25
	頭数	46	54	42
オーエスキー病	戸数	0	0	1
	頭数	0	0	5
伝染性胃腸炎	戸数	8	14	0
	頭数	70	469	0
豚繁殖・呼吸障害症候群	戸数	36	19	34
	頭数	157	39	131
豚流行性下痢	戸数	44	836	217
	頭数	180	3 885	1 088
鶏伝染性気管支炎	戸数	5	13	12
	頭数	48	1 058	4 717
鶏伝染性喉頭気管炎	戸数	6	4	5
	頭数	22	15	21
鳥マイコプラズマ病	戸数	5	3	6
	頭数	218	14	23
ノゼマ症	戸数	3	0	0
	頭数	3	0	0

		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
		0	1	0	1	0	0	0
		0	2	0	1	0	0	0
		2	0	0	0	1	0	1
		2	0	0	0	1	0	1
		0	0	1	0	1	0	0
		0	0	1	0	1	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
		222	221	230	207	148	109	76
		406	380	382	359	265	235	119
		15	13	4	9	5	12	4
		648	54	7	44	11	36	12
		1 998	2 227	2 323	1 944	2 075	2 179	2 182
		3 125	3 453	3 859	4 113	4 197	4 375	4 334
		0	0	0	4	0	0	0
		0	0	0	7	0	0	0
		1	3	1	1	0	0	0
		1	3	1	1	0	0	0
		0	0	1	1	0	0	0
		0	0	1	1	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
		26	18	24	17	19	13	18
		59	34	31	21	37	18	25
		0	1	0	0	0	0	0
		0	4	0	0	0	0	0
		1	0	0	1	0	2	0
		63	0	0	4	0	8	0
		29	23	27	25	19	18	28
		82	58	80	58	34	72	72
		87	66	33	137	35	34	6
		420	251	173	764	242	202	32
		21	25	27	15	25	28	19
		3 029	545	153	127	705	1 417	96
		1	10	2	1	7	8	16
		5	13	8	20	16	27	74
		16	2	6	7	7	1	5
		58	8	13	25	28	2	15
		5	2	2	3	0	1	1
		8	2	4	4	0	1	8